

学位論文要旨

学位論文題目 中国における個人の尊厳と公共性との協調——個人情報保護視点から

申請者氏名 周小稚

電子計算機の利用の拡大と通信技術の発展及びそれらを有機的に結合したネットワークの構築によってもたらされている情報化の進展は、産業や企業の情報化から、行政や社会の情報化、さらには生活の情報化へとその分野を拡大しつつある。このようなことは、産業や経済の合理化、活用化、社会公共サービスの質的向上、国民生活の便利さ、豊かさなどの望ましい側面をもたらす。これらは情報化社会の「光」と言われている。しかしながら、情報化の進展は「光」だけではなく、「影」をももたらす。「影」は情報化の進展がもたらす反対の望ましくない面である。とくに、法制度や環境の整備が追い付かない場合は、この「影」は情報通信技術の進歩により拡大する。

本論文は、上記のような社会背景を意識しつつ、中国における個人の尊厳と公共性との協調について、個人情報保護の視点から考察しようとしたものである。個別法に散在している個人情報保護法制の整理・適用の分析と法曹界の議論を踏まえ、諸外国の立法経験・研究成果を参考としつつ、中国の個人情報保護法の制定に向けて実効性のある意見を提示している。

本論文は5章から構成される。序章、第1章、第2章、第3章、終章である。

序章は主に研究の背景や先行研究、研究目的である。情報化社会の今日において個人情報の漏洩や不正使用などの問題が起こっている。そのため、個人情報保護の視点から個人の尊厳と公共性との協調を探ることが必要かつ有意義である。

第1章は「個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突」である。ここでは、本論文の重要な言葉としての個人情報と個人の尊厳並びに公共性の概念を分析し、それに基づき、個人情報における個人の尊厳と公共性が衝突しやすいメカニズムを理論的に分析する。

まず、個人情報の権利の誕生と現在の個人情報に関する学説（プライバシー型、識別型、関連型）を紹介し、法律上の権利としての個人情報とは何かを把握する。さらに、諸国の法律における個人の尊厳に関する法の条文から、個人情報における個人の尊厳は個人の自己情報コントロール権であることを指摘する。そして、語源の分析を通じ、個人情報における公共性とは、公的機関が個人情報を取り扱うことであると指摘する。最後に、個人情報における個人の尊厳と公共性を主体や性格、内容などの見地より比較し、両者の異同を浮き彫りにする。中国の「天網」や日本の「Nシステム」と「住民基本台帳ネットワークシステムの導入」やドイツの「国勢調査訴訟」などの事例を通じて、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突に対し実証的に分析する。

第2章は「中国の個人情報保護の再考」である。ここでは、中国の個人情報保護法制の現状の紹介と2つの事例の分析を通じ、中国の個人情報保護の問題点と立法の緊迫性を指摘する。

まず、個人情報保護の法源と立法状況を整理する。個人情報保護立法の経緯につい

ては、中国では 2003 年に個人情報保護に関して初めて立法化の議論が始められた。そのため、本論文は 2003 年を中国の個人情報保護立法の元年とし、2003 年以降に制定された個人情報に関する法律を取り上げ、分析する。これらに基づき、法体系の視点から現行の個人情報保護法律の特徴をまとめる。次に、行政分野での個人情報保護に関する行政法規の紹介を踏まえ、中国での個人情報保護法制の特徴を明らかにする。法制の現状分析を通し、中国における個人情報保護立法のタイミングが到来していることを主張する。最後に、「徐玉玉案」、「滴滴出行案」などの事例から、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突が深刻化していることを示す。これらのことから、中国は一貫した個人情報保護法を制定し、個人の尊厳と公共性を協調する必要があることを指摘する。

第 3 章は「中国の個人情報保護法制をめぐる学説の現状」である。ここでは、主に中国の最新の個人情報保護の学説を紹介した上で、個人の尊厳と公共性との協調のために提出された個人情報保護の措置を把握する。

これらの研究の整理を通して、現在の学説の中で、個人情報保護法の構築について次の 5 つのことが提案されていることが分かる。それらは、法体系、個人情報の範囲、匿名化加工、個人情報の分類、個人情報のメカニズムである。

終章では、学者による提案を踏まえ、諸外国の立法経験の研究成果を参考にしつつ、それらの主張の実行可能性を分析した上で、中国の個人情報保護法を制定するに際して、勘案してほしいことを、本研究の成果として次のように指摘している。

- ① 現在、情報化の進展により、新しい技術や機器が次々と出現している。識別型の個人情報の範囲が広すぎるなど個人情報とは何かをはっきり定義することは困難であるが、定義をすることは必要である。
- ② 匿名化加工した情報が識別できるようになっているが、こうした状況では匿名化加工情報の意味がなくなる。
- ③ 中国がどのような法制の体系を選択しても、その中で新たな個人情報保護法と現行法に齟齬がないようにしなければならない。
- ④ 現在、一般の個人情報から、機微性を持つ個人を容易に推測できる可能性がある。機微性を持つ個人情報をどのようにして保護するかは難題である。
- ⑤ 諸外国の経験から見ると、国の立法と業界の自主規制とが相互依存している。個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との衝突を有効的に協調させることができる。

2019 年 3 月に開催された「中華人民共和国第十三回人民代表大会第二次会議」において、個人情報保護法の制定が 2020 年の立法計画に組み入れられた。本研究の延長として今後その推移を注意深く見守りたい。

学位論文審査の概要と結果

報告番号	東アジア博 甲 第 136 号	氏 名	周小稚
論文題目	中国における個人の尊厳と公共性との協調——個人情報保護視点から		
<p>(論文審査概要)</p> <p>本論文は、中国における個人情報保護について、個人の尊厳と公共性との協調という視点から考察するものである。個別法に散在している個人情報保護法制の整理・適用の分析と法曹界の議論を踏まえ、諸外国の立法経験・研究成果を参考にしつつ、中国の個人情報保護法の制定に向けて実効性のある意見を提示する。</p> <p>本論文は5章から構成される。序章、第1章、第2章、第3章、終章である。序章は主に研究の背景や先行研究、研究目的である。情報化社会の今日において個人情報の漏洩や不正使用などの問題が起こっている。そのため、個人情報保護の視点から個人の尊厳と公共性との協調を探ることが必要かつ有意義である。</p> <p>第1章は「基本的な理論」である。ここでは、本論文の重要な言葉としての個人情報と個人の尊厳並びに公共性の概念を分析し、それに基づき、個人情報における個人の尊厳と公共性が衝突しやすいメカニズムを理論的に分析する。</p> <p>まず、個人情報の権利の誕生と現在の個人情報に関する学説（プライバシー型、識別型、関連型）を紹介し、法律上の権利としての個人情報とは何かを把握する。さらに、諸国における個人の尊厳に関する法律条文から、個人情報における個人の尊厳は個人の自己情報コントロール権であることを指摘する。そのうえ、語源の分析を通じ、個人情報における公共性とは、公的機関が個人情報を取り扱うことであると定義する。最後に、個人情報における個人の尊厳と公共性を主体や性格、内容などの見地より比較し、両者の異同を浮き彫りにし、中国の「天網」や日本の「Nシステム」と「住民基本台帳ネットワークシステムの導入」やドイツの「国勢調査訴訟」などの事例を通じて、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突に対し実証的に分析する。</p> <p>第2章は「中国の個人情報保護の再考」である。ここでは、中国の個人情報保護法制の現状の紹介と2つの事例分析を通じ、中国の個人情報保護における問題点と立法の緊迫性を指摘する。</p> <p>まず、個人情報保護の法源と立法状況を整理する。個人情報保護立法の経緯については、中国では2003年に個人情報保護に関して初めて立法化の議論が始められた。そのため、本論文は2003年を中国の個人情報保護立法の元年とし、2003年以降に制定された個人情報に関する法律を取り上げ、分析する。これらに基づき、法体系の視点から現行の個人情報保護システムを明らかにする。次に、行政分野での個人情報保護に関する行政法規の紹介を踏まえ、中国での個人情報保護法制の特徴をまとめる。法制の現状分析を通じ、中国における個人情報保護立法のタイミングが到来していることを主張する。次に、「徐玉玉案」、「滴滴出行案」の事例から、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突が深刻化していることを示す。最後に、中国は一貫した個人情報保護法を制定し、個人の尊厳と公共性を協調させる必要があることを指摘する。</p> <p>第3章は「中国の個人情報保護法制をめぐる学説の現状」である。ここでは、中国の最新の個人情報保護の学説を紹介するとともに、諸外国の経験を踏まえつつ、実証的検討を</p>			

加える。各学説中の具体的な措置の実行可能性を分析し、中国における個人情報保護の立法に向けた提案を試みる。

終章では、本研究の成果として次の点を指摘している。

①今日では、情報化の進展により、新しい技術や機器が次々と出現する。識別型の個人情報の範囲が広すぎるなど個人情報とは何かははっきり定義することは困難であるが、定義をすることは必要である。

②また、匿名加工した情報が識別できるようになっているが、こうした状況では匿名加工情報の意味がなくなる。

③中国がどのような法制の体系を選択しても、その中で新たな個人情報保護法と現行法に齟齬がないように注意を払わなければならない。

④一般の個人情報から、機微性を持つ個人を容易に推測できる可能性がある。機微性を持つ個人情報をどのようにして保護するかは難題であるが、今後克服されなければならない課題である。

⑤諸外国の経験から見ると、国の立法と業界の自主規制との相互依存については、個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との衝突を有効的に協調させることが可能である。

1. 創造性について

インターネットサービスの多様化やテクノロジーの発展につれ、人々が住む環境は情報社会へと激変し始めている。これにより、情報社会において、個人情報権により生じるさまざまな社会問題は世間から注目されている。また、個人情報権は公民の個人の尊厳と密接な関係を持つ権利として、複雑な環境の中で自由に生活することへの追求や他人からの干渉を避けたいという人々の心理に密接な関係を持つ。こういった背景の中で、個人情報権の保護は常に新しいチャレンジに直面し、世界各国の学者の研究課題として多くの研究が行われてきた。本論文は、問題意識や研究方法及び理論分析などに創意と工夫が見られており、日本においてもまた中国においても独創性があり、学術的価値を有する。

2. 論理性について

本論文では、適正な論証手続きに基づき仮説を検証し、一貫性のある展開から結論が導かれている。まず研究の背景や研究目的を紹介し、引き続きプライバシー権の基本的理論を論じ、中国におけるプライバシー権に関する現在の取り組みや状況に対する考察を行う。そのうえ、近年中国で起った著名な案例を生かしながらプライバシー権の保護に関する理論分析を試みる。さらに、諸外国の個人情報保護法に対する紹介と分析を行い、「個人の尊厳と公共性との協調の可能性」を探っていく。このように、論理性においては達成できている。

3. 厳格性について

先行研究を、刑法・民法・行政法との三つの分野よりそれぞれ渉猟し、さらに大量の日中文献資料を参考にされている。当該分野における理論研究の現状と最新進展は把握できている。引用されたデータは明確な出所が表記され、信頼できる情報元から蒐集されている。よって、厳格性においては達成できている。

4. 発展性について

2019年3月に開催された「中華人民共和国第13回人民代表大会第2次会議」において、個人情報保護法の制定が2020年の立法計画に組み入れられた。本論文で得られた知見と成果はこの立法作業にも一定の示唆を提供しうる。

以上のように、本論文は、創造性、論理性、厳格性、発展性のいずれにおいても本研究所定の基準に達成できているため、審査委員会における審査委員の合意によって、審査結果を「合」とする。

論文審査結果

合 ・ 否

審査委員

(氏名) 石 龍 潭

(氏名) 立 山 純 毅

(氏名) 渡 辺 幹 雄

(氏名) _____

(氏名) _____